

## 名桜大学学生サポート委員会規程

(平成6年4月1日制定)

### (設置)

第1条 名桜大学に、名桜大学学生サポート委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際学群の各学年担当教員から選出された者 各1人（合計4人）
- (2) 人間健康学部スポーツ健康学科の学年担当教員から選出された者1人
- (3) 人間健康学部看護学科の学年担当教員から選出された者 1人
- (4) 学長が特に必要と認める者 若干人

2 委員会に次に掲げる専門部会を置き、委員をもって組織する。専門部会の職務については、委員会が別に定める。

- (1) 課外活動部会
- (2) 学生相談部会
- (3) 福利厚生部会

### (委員の任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の中から学長が指名し、副委員長は委員の互選によって選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

### (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 福利厚生の実施に関すること。
- (2) 福利厚生の自己点検及び評価に関すること。
- (3) 福利厚生施設等の整備計画及び利用に関すること。
- (4) 学生の課外活動に関すること。
- (5) 学生の相談に関し、保健センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 問題の解決及び改善について、関係する部署に改善を勧告し又は報告を求めること。
- (7) 奨学金及び授業料減免等に関すること。

- (8) 学生の学生生活に関すること。
- (9) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (10) その他学生の福利厚生に関すること。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。